

意見募集時からの差異

意見募集時からの修正内容は以下のとおり。

修正内容	備考
<p>第1条第2項第1号中「作成用電子計算機に係るアクセス制御機能を有する電子計算機」を「次号に規定する電子計算機に係るアクセス制御機能を有する電子計算機」に修正し、同項柱書の字句の整理を行いました。</p>	<p>提出意見（別紙No.16）を踏まえた修正</p>
<p>第2条第4項中「供給者の名称」を「供給者の名称又は氏名」に修正しました。</p>	<p>形式的な修正</p>
<p>第2条第5項第4号の「(クラウド・コンピューティング・サービス(略)の使用に係る特定重要電子計算機にあつては、当該クラウド・コンピューティング・サービスの名称)」及び同項第5号の「(クラウド・コンピューティング・サービスの使用に係る特定重要電子計算機にあつては、当該クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者名)」を同条第4項に移動し、その他同項の字句の整理を行いました。</p>	<p>形式的な修正</p>
<p>第4条第2項中「次項各号（同項第三号から第七号までに掲げる事項については、報告をしようとする時点において認知しているものに限る。）に掲げる事項」を「次項に掲げる事項（同項第三号から第七号までに掲げる事項については、報告をしようとする時点において認知しているものに限る。）」に、「次項各号に掲げる事項」を「次項に掲げる事項」に修正しました。</p>	<p>形式的な修正</p>